

## 文化財修理センター（仮称）の在り方に関する調査研究について

令和4年7月1日  
文化庁審議官決定

## 1 設置の趣旨

わが国の彫刻・絵画・書跡・工芸などの分野の国宝や重要文化財を中心とした文化財を安全に修理するためには、十分な修理作業スペースや科学技術の発展等に伴う機能面の整備等が求められており、これら現状を踏まえた文化財修理拠点の新たな整備の必要性が指摘されているところである。

加えて、今日、文化財修理に欠かせない修理技術や用具・原材料について、需要の減少や製作者・生産者の後継者不足等による断絶の危機といった課題が指摘されている。

このため、文化財をより安全に修理するとともに、文化財修理等における様々な課題解決を担う拠点として、文化財の匠プロジェクト（令和3年12月24日文部科学大臣決定）に記載の国立の「文化財修理センター（仮称）」を京都に設置するための調査研究を行う。

## 2 調査研究内容

新たな文化財修理センター（仮称）に求められる機能、設置場所や規模、運営の在り方等に関して調査研究を行う。

## 3 実施方法

- (1) 2の調査研究を行うため、有識者で構成する「文化財修理センター（仮称）の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を置く。
- (2) 検討会の委員は、2に関し、文化財修理や文化財修理に用いられる用具・原材料に関して知見を有する者等のうちから、文化庁審議官が委嘱する。
- (3) 検討会は、互選により座長を選出する。座長に事故があるときは、あらかじめその指名する副座長が、その職務を代理する。
- (4) 検討会には必要に応じて委員以外の学識経験者等の出席を求めることができる。

## 4 庶務

この調査研究に関する庶務は、文化財第一課が行う。

## 文化財修理センター（仮称）の在り方に関する検討会 委員名簿

（敬称略・五十音順）

○ 赤尾 栄慶 京都国立博物館名誉館員  
国際仏教学大学院大学日本古写経研究所特別研究員

板倉 聖哲 東京大学東洋文化研究所教授

齊藤 孝正 独立行政法人国立文化財機構理事

◎ 佐野みどり 学習院大学名誉教授

根立 研介 公益財団法人美術院理事長

松田 聖 一般社団法人伝統技術伝承者協会理事長

山本 記子 一般社団法人国宝修理装填師連盟理事長

◎：座長、○：副座長

（オブザーバー）

栗原 祐司 独立行政法人国立文化財機構京都国立博物館副館長

# 文化財修理センター(仮称)に 求められる機能と主な論点(案)

## 検討の前提

### 文化財の匠プロジェクト(抜粋) 令和3年12月24日

(国立の文化財修理センター(仮称)の設置)

・美術工芸品の修理技術、用具・原材料生産に関する課題及び美術工芸品の修理拠点として整備された京都国立博物館文化財保存修理所の老朽化・修理スペース不足などの課題に対応するため、用具・原材料に係る調査研究、修理技術者の人材養成、情報発信などの機能を有する「文化財修理センター(仮称)」を京都に設置することを目指す。令和4年度は整備に向けた調査研究に着手することとし、事業化に向けた検討を順次進める。

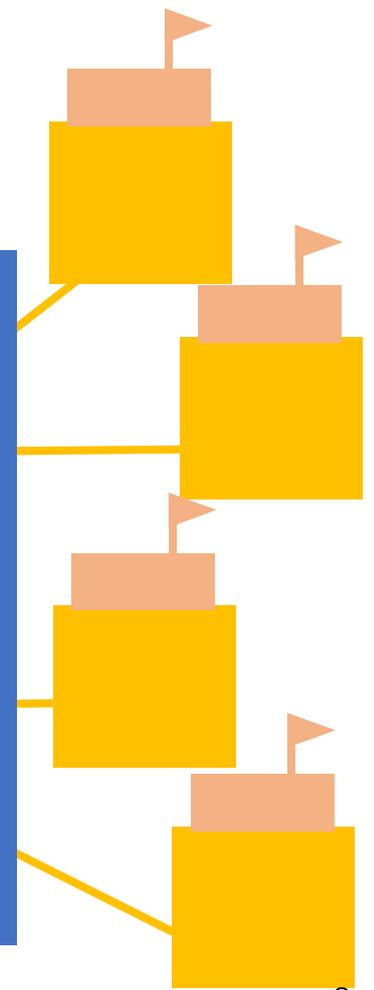
### 文化審議会文化財分科会企画調査会 中間整理(抜粋) 令和4年6月17日

・・・文化財保存技術や用具・原材料に関する諸課題については、分野横断的に状況を把握し、各分野の専門性や知見を横串でつなぐ総合的な解決策の検討が必要である。このため、センターの機能としては、例えば、分野横断的な拠点機能、修理記録等のデジタルアーカイブ化などの情報集約機能、原材料の需給状況を含む文化財保存技術に関する一体的・継続的な調査研究機能や、研修・普及啓発機能などの幅広い機能を備えるなど、ナショナルセンターとしての情報の集約や発信・広報、文化財所有者、修理技術者、研究者、行政など文化財関係者間のコーディネート機能の発揮が期待される。センターに求められるこうした機能を十分に備えたものとなるよう、国は具体的な検討を進める必要がある。・・・

文化財修理センター

\* 文化財修理の分野横断的拠点

- ・ 修理計画立案のサポートと実施
- ・ 修理記録・協議記録の集中管理と共有
- ・ 原材料の需給状況調査
- ・ 文化財保存技術に関する一体的・継続的な調査研究
- ・ 研究成果の公表（一般・専門家）
- ・ 相談窓口・コーディネーション
- ・ 各種研修、普及啓発
- ・ 情報発信



2

文化財修理センター

何を？

（センター的機能の具体化）

誰が？

（センター的機能の担い手、主体）

どこで？

（センター的機能の実施場所）

どのように？

（センター的機能の実施方法）